

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名
道和町会地区
- 2 団体名及び代表者
道和町会 会長 大森 道昭 氏
- 3 地区の範囲
春日一丁目3番、4番、5番（1～3号）、6～8番、9番（16～30号）、
春日二丁目1～4番、21番、22番、26番、後楽二丁目20番（10～
16号）、21番（12～19号、20号）、水道一丁目11番、12番
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過
令和元年7月1日 推進地区指定の申請
7月26日 安全・安心まちづくり協議会において承認
8月15日～9月13日 該当地区の区民意見を聴取
（寄せられた意見なし）
10月1日 推進地区指定日（～令和4年9月30日）

（注）防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

